

戦前日本の都市家計に対する小口信用資金の供給主体 ——1930年代の東京市を中心に——

小 島 庸 平

はじめに

本論文は、主として1930年代を中心に、家計向けに小口の資金貸付を行っていたフォーマルないしインフォーマルな経済主体について検討することを課題とする。

戦前の日本を対象とする金融史研究においては、いわゆる「重層的金融構造」論に代表される構造論的アプローチや、個別の金融機関を取り上げた経営史のアプローチが主流となっており、¹⁾ 金融サービスの一方の需要者である個別家計を対象とする小口の資金需要のあり方については、預金・貸出双方におけるウエイトの小ささゆえに、ほとんど明らかにされてこなかった。筆者は先に、制度的な金融機関の利用が困難であった戦前の都市家計が、様々に結び結ばれた社会的関係の中で盛んに金銭の貸借を行いながら、収支均衡やリスク管理に主体的に努めていたことを明らかにした。²⁾ 本論文では、金融史研究における「家計アプローチ」とも呼ぶべき手法を前稿に引き続き採用し、こうした都市家計に対して零細・小口の資金を供給し（ようとしていた銀行や貸金業者の視点から分析を行う。

近年、開発経済学におけるマイクロファイナンスへの注目などを背景に、経済史の分野においても質屋や無尽講などといった小口金融に関する分析が活発化しつつある。³⁾ だが、いわゆる「高利貸」と呼ばれてきた個人の貸金業者⁴⁾ についての研究は、澁谷隆一の貴重な研究があるものの、都市部におけるその実態はほとんど明らかにされてこなかった。⁵⁾ 一般に、定住性の高い農村部では情報の非対称性が相対的には小さく、日常的な面接関係の中でデフォルトの

リスクも抑制されることから、小口信用貸付の金利は都市部と比較して低かったと言われている。⁶⁾ これに対して、都市部では人々の流動性が農村以上に高いため、デフォルトのリスクがより大きく、資金供給主体は金利を引き上げると同時に、融資対象の選定には慎重にならざるをえなかった。そうした中で貸し付けられた資金はしばしば農村以上に高金利であり、高利の資金の出し手は、従来の研究では人々に「吸着」する「寄生的」性格の強い経済主体として捉えられてきた。しかし、前稿で述べたように、親戚・知人との日常的な関係性に基づく資金貸借においても時に高利を要求することがあり、⁷⁾ 対人信用に基づく有利子貸金の出し手の裾野は意外なほど底辺に近い部分にまで広がっていた。高いデフォルトのリスクを自ら背負って資金を貸し付けていたこれら貸金の供給主体たちは、いかにして資金を調達し、どのような金融技術に基づいて信用審査を行い、自らの債権の確実な保全と資本のさらなる蓄積を図っていたのであろうか。本稿では法曹関係者によって執筆された貸付指南書や各種の調査、および相対的に史料の多く残されている東京に関わる文献（特に『東京市商工名鑑』）を利用して、小口信用貸付を行っていた貸金業者や質営業者について検討を加えたい。

本論文の構成は次の通りである。まず1では、都市部に生活する俸給生活者や労働者が、中小商工業者たちと比べて相対的に大きな信用制約に直面していたことを指摘し、これらの人々に対して資金を貸し付ける際の審査の留意点や回収上の工夫などを同時代の文献から読み取ることで、当時の個人貸金業者の持つ金融技術の実態を明らかにする。次に2では、金

融恐慌後に預金を集中し、恐慌下でその放資先を模索する中で小口信用貸付に乗り出(そうと)した都市銀行の動きとその限界を、特に日本昼夜銀行に着目して検討する。最後に3では、『東京市商工名鑑』等を利用して、当時の貸金業者や質営業者を重層的金融構造の中へどう位置づけるのかを吟味し、銀行を中心とする制度的金融と個人金融業者との関係性について考察したい。

1. 都市家計の信用制約と金融技術

本論文で取り上げる小口信用貸付は、文字通りその契約額の小ささに特徴がある。このことは、逆選択をコントロールしようとして消費者の返済見込みについて個別に事前審査を行うことや、モラルハザード傾向のある借手に対して事後的なモニタリングを実施することの費用効果が低いことを示唆している。現代の消費者金融に関する研究によれば、高度に発達した信用市場においては、小口資金の借手の観察可能な特性に基づいて返済リスクを評価するための洗練された信用評価システムが開発されているが、それでもなお實際上ほとんどの非返済に対しては、回収努力の強化による費用効果が低いため、非返済を記録してその情報を信用評価に利用することでローン申込を拒否するという形で制裁が加えられている。⁸⁾しかし、そうした債務の事故情報さえ十分に共有されていなかった戦前期には、個別家計の信用履歴を参照して融資の可否を決定することはほとんど不可能であったため、貸金業者は様々な工夫を凝らして借手の信用力を測らざるをえず、高いデフォルトのリスクを金利に転嫁しなければならなかった。⁹⁾ここでは、そうした金融技術上の制約と、それに規定されて結び結ばれた債権債務関係のあり方について検討したい。

まずは都市家計の中でも比較的収入の安定した俸給生活者について、貸金業者がどのような評価を下し、いかなる債権回収上の工夫を行っていたのかを見てみよう。俸給生活者の中でも特に官公吏は、貸金業者から見れば「銀行会社

員と比較して月給額を公表されており、債務不履行に際し特に給料額について疑義の生ずる憂ひなく規律厳粛なる為め貸金が安全」であり、「官公衙に勤務する給料生活者と限定して貸出す向きもあ」ったという。¹⁰⁾とはいえ、より仔細に同時代の史料を読むと、上級の官公吏以外の都市部の俸給生活者が貸金業者から資金を借り入れようとする際、しばしば信用制約に直面していたことが読み取れる。たとえば、時事新報社経済部の観察によれば、「安月給を貰つてゐる会社員や官庁の雇などは、重役や課長の眼の光やうで、いつバツサリやられるか分からぬもの、此の位危つかしい地位は無い。又家庭に行つて見ても大して目星い道具も無く、転々として借家から借家へ、水草を追うて暮らす遊牧の民よりも尚心細い生活である。従つて市中の金貸業者は、寧ろ小商人の方の金融を主にして、勤人のそれは成るべく敬遠しやうとする傾向がある」¹¹⁾とされ、居所が一定せず餓首の可能性もある俸給生活者には、貸金業者からも警戒の目が向けられていた。貸金業者の側からすれば、「借倒を喰はされぬ用心」として「容易に商売換住所換の出来ぬ者を選んで貸す」ことが重要であり、「信用貸金に付ては主として商人を選ぶ」ことが推奨されている。¹²⁾俸給生活者の中でも教師は「其信用程度の上よりして先づほかの債務者より安全にして、踏倒される様の事柄は、到つて少ない」¹³⁾が、「官公吏の場合は判任官以上のものなるか否や、之れを十分取調べた上、彼の雇員の如きは却て普通の人より危険を感ずるにより、貸出しを避けねばならぬ」¹⁴⁾とされた。こうした中で特にうまみがあるとされたのが、特定の官公署や銀行会社に日常的に出入りする者がそこで働く官吏・社員に月賦で金を貸し付けるという「或る種の職業専門の貸方」であった。¹⁵⁾借手の職場に日々出入りしていれば、「夫れだけその官公署員、会社員の素性、信用の程度を測知してゐる」し、「官公署なり会社の会計係を抱き込んで、此の会計係に断つて金を貸し、毎月本人に渡す給料のうちから、貸方に弁済するだけの金を差引いて本

人に渡して貰ふ」こともできるので、債権回収はより確実なものとなる。出入りの商人のように継続的な取引を繰り返し、情報の非対照性を克服しうる立場にあれば、俸給生活者の信用力の低さをカバーして金を貸し付けることも許容されたわけである。裏を返せば、そうした関係にあったとしても、会計係を抱き込むなど資金を貸し付ける側が極めて慎重な姿勢をとらなければならなかったとも解釈できよう。総じて俸給生活者（とりわけ雇員などの下層）は、独立して店舗を構える商人よりも信用程度が劣るものと認識されていたのであり、庶民金融と一口に言っても、日々売上げがあり担保としての商品や定まった商圈を持つ商人と、居所が一定せず月極で給与の支給を受け、担保物が必ずしも豊富とは限らない俸給生活者との間には、その信用力に大きな差異があったのである。

以上のように相対的には雇用環境が安定的であったはずの俸給生活者でさえ資金を借り入れることは必ずしも容易ではなかったから、より収入が少なく不安定な就業環境下にあった労働者の資金借入機会は、一層限られたものであった。貸間に独身で暮らしている人力車夫などの日傭労働者は、「いつ何時他に行つてしまつたり、他職に変わるものか知れない」ため、「斯る人物には、余程確とした連帯にでもなければ、貸せぬと承知して欲しい、先づ以て貸さぬが益である」とされ、たとえ妻帯者であっても必ず連帯保証人を付け、家財道具は書入担保として証書に記入し、貸出金額は多くても15円（返済期間40日）に限って日貸で毎日返済（日掛成崩）させ、「貸方は借人の近辺に住居し、朝夕容易に取立の出来る便利を考慮すべき」ことを推奨している。¹⁶⁾ 工場労働者についても、第一次大戦後の1921年には「近頃は大部分彼等の工賃も騰くなつて来て相当に余裕もある」としつつも、工場の営業状態と勤続期間（最低一年以上）を考慮して連帯人にはなるべく同じ工場内の職工または事務員を選び、「貸方が一工場の者にも限つて貸す方針を執り、貸口が多くの工場に涉らぬやうにすること」が重要とされ

た。¹⁷⁾ こうした貸金の指南書に共通して重視されている借手選別の眼目は、①借手との近隣関係に基づく監視可能性の有無、②債権回収手続きを効率化するための借手の同質化、③債務者と関係の深い連帯保証人をとること、④居住環境や家族形成の程度の重視、などであり、地縁・職縁に基づく信用情報の収集、保証関係の構築と、債権回収の便宜に特に強い関心が払われていた。貸手・借手・保証人の地縁・職縁の関係に大きく依存せざるを得ないところに、当時の個人に対する金融仲介技術の限界を看取することができるといえよう。

こうした貸金業者を利用する世帯の多くは、親戚や知人などの縁故に基づいて資金が調達できず、十分な担保価値を持つ質草を所持していなかった場合にのみ、いわば最後の手段として貸金業者に依存していたと推測される。前稿で明らかにしたように、貸金業者の高利性は他の有力な選択肢である親戚・知友人と比較すれば明らかだったからである。たとえば、朝日新聞経済部が紹介する「高利貸」からの典型的な借入例は、次のようなものであった。¹⁸⁾ 日歩で100円につき1日37銭が「金貸業者間に於ける普通利子」であり、貸出時に1ヶ月分の利子10円47銭を天引きし、差し引き89円53銭が手元に残る。半年借りるとすれば、利子を差引いた後、借手の手元には32円66銭が残るにすぎず、月利約11%、年利にすれば130%となり、利息制限法の上限（年利15%）をはるかに超える高利率である。そして、こうした利子の天引きを貸付時に行う理由は、貸手が利息制限法¹⁹⁾の適用を受けることを避けるためであった。「高利の金故天引でなければ危険である、後日になつて請求する場合に、債務者から利息制限法に依る利子しか支払ふ義務がないと主張されたら、百円以下では年一割五分、百円以上千円以下は一割二分、千円以上は年一割しか取れぬ都合になる、此セチ辛い世の中に年一割そこの利子を取つたのでは金貸は出来ない」²⁰⁾ というのが貸手側からする説明であり、「高利貸は契約成立と同時に利息を天引するのである

から債務者はもはやこの高利について利息制限の保護を受けることが出来な²¹⁾かった。法的に見ても、商法施行法第117条には「利息制限法第五条ノ規定ハ商事ニハ適用セズ」とあり、貸手が追加的に請求する償金・罰金・違約金・科料等を裁判官が減額させうることを定めた利息制限法第五条は、貸金業者の「商事」として適用されなかった。²²⁾金融仲介技術の限界と強い資金需要に規定されて、借手側は利息制限法によって規制された利子率をはるかに超えた金利を負担しなければならなかったのである。

こうした信用制約の中で、特に恐慌期においては、有利子の個人間資金貸借が増えていたとの観察がある。小汀利得によれば、「三年前の金解禁以来の急激な不景気で、一番目立って殖えたのが、勤め人向きの素人高利貸」であった。すなわち、「大きい役所なら少なくとも各局、各部に一人以上、銀行諸会社から新聞社に至るまで数段階の所謂「素人」高利貸が居る。彼等は役所なら古顔の属官、雇から中には小使まで」おり、「食べるものも食べないで一生懸命給料を貯める。さうして段々貯まると、自分の周囲の金使ひの荒い、そして人柄のよささうなのに融通を始め」、「極く利息の安いので月三分、まず質屋並みの利息」であったという。²³⁾日常的に接触しうる職場内での資金貸付であれば、債権回収もその分だけ確実・容易になるはずであり、先に触れたような資金貸付方法からすれば、職場の同僚は比較的安全な貸付先であったのであろう。職場内の日常的な人間関係に基づく資金貸借には相互扶助的なものが多かったと推測されるが、1920年代後半からの相次ぐ郵便貯金金利の引き下げや、1927年の金融恐慌によって顕在化した銀行預金が孕むリスクの存在から、この時期には資産運用のために一種の副業として「素人高利貸」となる者が増えていた可能性があることを、ここでは指摘しておくたい。²⁴⁾

実際、本節で引用した多くの小口信用貸付に関わる指南書は、1920年代半ば以降の戦間期に出版されており、その多くが「素人」を念頭

に置いていた。これらの指南書では、確実な信用審査の方法や契約書類の作成手続き、万一回収困難となった場合の民事訴訟、差押、強制執行などといった対処法を平易に解説しており、その執筆者の多くは法曹関係者であった。当時、元手が50円もあれば始められるとされた小口信用貸金業は、副業ないし独立自営の有力な一選択肢として捉えられていたようである。²⁵⁾

こうした貸金業の性格を、業主の年齢構成の視点から見てみよう。表1は『昭和五年 国勢調査』を利用して、貸金業主の年齢構成を、独立開業が容易であったと思われる物品販売業主と比較して示したものである。これによれば、物品販売業主は49歳以下が全体の68.5%を占めているのに対して、貸金業主では54.9%に留まっており、60歳以上の比較的高齢な者が20.4%と一定数を占めていた。小規模な貸金業者についてのイメージが、「所得税を納めない程度の老人の隠居仕事としてこそ、営んで居る烏金貸」²⁶⁾などと語られていたことを想起すると、現役を退いた後で年来の貯蓄をより有利に運用するため「隠居仕事」として資金貸付を行っていた高齢の「素人高利貸」が少なからず存在していたものと考えられる。²⁷⁾このことは、貸金業が自己資金に基づいて比較的容易に開業しえる性格のものであったことを示しており、先ほどの小汀の指摘と併せて考えれば、1930年代においては現役世代もまたこうした片手間で営みうる貸金に所得を補填する道を求

表1 年齢別金貸・質屋業主・物品販売業主人数

年齢	金貸・質屋業主		物品販売業主	
	人	%	人	%
0-19	45	0.3	10,805	0.8
20-29	1,103	7.1	206,934	14.9
30-39	3,065	19.6	370,968	26.8
40-49	4,369	27.9	360,520	26.0
50-59	3,862	24.7	271,297	19.6
60-69	2,318	14.8	126,108	9.1
70-	873	5.6	38,574	2.8
計	15,635	100.0	1,385,206	100.0

出所：『昭和五年 国勢調査』より作成。

める場合があったことが推測される。

もちろん、貸金業を持続的に営むことは容易なことではない。貸金業を開業しようとする人々に向けて書かれた『独立自営営業開始案内』によれば、「満期まで素直に払ふ債務者は、半分に過ぎず、多くは踏み倒」すとされ、また「少額の金ならば、よし出訴するとしても、費用倒れとなり割に合わない事を、借手の方でよく承知して居りますから、とゞの詰り、裁判へ掛けても、幾ら／＼掛かるのは極つて居るのだから、半分に負け給へ、それで好く払ひませうなどと、其の道に慣れて居り」、「地方から出て来て、此の営業を始めた者などは、たいてい失敗に終つて居ります」などと警告されていた。²⁸⁾ ここからは、事故情報の共有という制裁が困難だった時期において、小口貸金業者がモラルハザード傾向のある債務者に対抗することの困難さを読み取ることができよう。

以上、本節では、金融技術の不十分さから人的関係に基づく貸金が推奨されており、都市中間層以下の人々が直面する信用制約の間隙を縫うようにして、職縁・地縁に基づく「素人」的な貸金業者が、「食べるものも食べないで一生懸命給料を貯め」た貯蓄を元手に、親戚・知友人と大規模な貸金業者との中間的な存在として一定の利息を受け取りながら資金融通を行っていたことを見た。なお一層の検討を要するところではあるが、前掲拙稿で見た親戚・知友人からの借入における意外な高利率の理由は、金融技術の未発達により貸金業者と親戚・知友人との狭間に生じた間隙で活動した「素人高利貸」の存在に求めることができると考えられる。

以上のような信用制約の存在は、大恐慌下において「庶民金融問題」として社会問題化すると同時に、特に30年代半ば以降、低金利政策によって遊資を抱えた都市銀行が、いわゆる「サラリーマン金融」に乗り出してくる要因となった。次節では、そうした金融環境の変化と各種の金融機関の動向について検討したい。

2. 銀行による小口信用貸付の登場と限界

1930年代初頭の金融市場は旧平価による金解禁と世界恐慌、金輸出再禁止とインフレ政策の採用等により、激的な変化に見舞われることになる。すなわち、1930年には正貨の流通によって通貨は急激な縮小を見せ、翌31年の満州事変やイギリスの金本位離脱に伴い、金融市場は梗塞状態に陥った。これにより、1931年から33年にかけて、市中金利は一時的な急騰を見せる。これに対し、1932年には金輸出再禁止と日銀による金融緩和が実施され、日本資本主義はインフレ政策下における本格的な低金利時代を迎えることになった。²⁹⁾ 金融市場の状況が目まぐるしく変化する中で、個別家計レベルでは、恐慌後の金融梗塞によって金利が高騰したこともあって、医療費や生計費を中心とする小口資金の借入さえも困難化し、「小額金融難」が深刻となった。こうした中で、金解禁問題を一つの契機として経済記事の「大衆化」「通俗化」を図っていた新聞各社³⁰⁾は、小口信用貸付の利用法を解説した「民衆金融講座」といった連載を組み、それらの記事をまとめた書籍(朝日新聞政治経済部編『小額金融の話』(1930年)、時事新報社経済部編『小口金融の利用法』(1931年)など)を刊行している。本節ではこうした史料を利用しながら、当時の都市中間層以下の人々にとって現実的な選択肢として利用可能であるとされた金融機関の実態を見ていきたい。

恐慌下にあつていわゆる庶民金融に力を入れていた大規模な金融機関として、上のような大衆向けの金融書籍でしばしば紹介されていたのが、五大銀行に次ぐ預金量第6位を誇った貯蓄銀行最大手の不動貯金銀行である。同行では「ニコニコ貯金」と呼ばれる3ヶ月満期の月掛け貯金を行っており、外交員が月に一回戸別に出向いて集金を行うところに特徴があった。この「ニコニコ貯金」を利用して18ヶ月以上の間継続して積み立てを行った預金者には、3年満額時の貯金額を上限として無担保貸付が受けられる道を開き、これを「ニコニコ貸付」と呼

んでいた。³¹⁾ 同行の経営と「独占」の程度について検討を加えた浅井良夫は、金融恐慌で中小銀行が没落した結果、資金調達を失った中小商工業者が同行に集中するとともに、それまで高利を稼いでいた特殊銀行方面への資金運用の機会が消滅したために同行の資金運用はますます中小商工業者貸出に偏重していき、預金においては3年ものの定期積金主流、貸出においては定期積金者貸出主流という「経営の基本パターン」が成立したとしている。³²⁾ 同行は有力な庶民金融機関として同時代的にも注目を集めているが、浅井も指摘しているように、その主たる顧客は中小商工業者であり、一定期間以上の貯蓄が必要であることを勘案すると、俸給生活者や労働者にはその利用は若干の困難が伴ったことが推測される。

また、不動貯蓄銀行の「ニコニコ貯金・貸付」方式と類似した金融商品を扱っていた金融機関として、「唯一の庶民金融機関」とも称された無尽会社を挙げることができる。³³⁾ その仕組みは不動貯蓄銀行と類似しており、一定期間

の掛金支払いを前提に加入者に対して資金を貸し出すものであった。ただし、典型的な無尽会社として紹介されている帝国無尽の乙種千円無尽の場合、掛金は20日ごとに15円ずつ払い込むものとされ、俸給生活者や労働者にとっては最小規模の千円無尽でさえ20日ごとに月収の10-30%を払い込まなければならない高水準であった。これも被備者には利用が難しく、無尽会社にとっても不動貯蓄銀行と同様に商工業者が主たる顧客であったといわれている。

以上のように、庶民金融機関といっても中小商工業者向けのもが多かった中で、「サラリーマン金融」を謳って世間の関心を集めたのが、安田銀行系の日本昼夜銀行であった。同行は名前の示すように夜間営業という独自の窓口サービスと、引き出しが比較的容易な特別当座預金の多さに特徴があったが、安田銀行の系列下にあったこともあって金融恐慌の影響は小さく(表2)、1929年より俸給生活者向けの小口信用貸付を開始した。³⁴⁾ その対象は満二十五歳以上の既婚者で、東京市及び近接町村所在地の官庁

表2 日本昼夜銀行の預り金・諸貸金推移

単位：円

年	期	預金当期末現在高						諸貸金当期末現在高				
		公金預金	定期預金	当座預金	特別当座預金	通知預金	別段預金	合計	証書貸付	手形貸付	当座預金貸越	合計
1925	上	576,578	15,570,257	13,299,167	26,539,564	4,030,968	228,312	60,244,846	139,260	40,604,882	618,578	41,362,721
1925	下	223,090	17,033,353	14,088,287	28,787,019	3,796,251	332,900	64,260,901	113,720	42,304,280	816,086	43,234,086
1926	上	370,023	19,774,885	10,655,628	32,797,597	2,799,729	230,023	66,627,885	98,440	42,158,252	817,955	43,074,646
1926	下	194,580	21,499,714	13,400,138	34,244,573	4,601,438	200,796	74,141,239	105,157	49,866,221	681,831	50,653,209
1927	上	110,071	16,684,673	14,622,532	29,687,042	2,444,856	307,384	63,856,559	78,657	48,700,084	617,561	49,396,302
1927	下	0	17,594,910	17,160,314	36,896,715	1,799,597	292,963	73,744,498	70,085	49,129,998	644,157	49,844,241
1928	上	0	20,797,739	12,404,493	44,140,063	1,242,554	347,753	78,932,602	275,880	50,505,573	694,726	51,476,179
1928	下	0	23,563,636	14,608,907	42,183,339	1,037,863	414,222	81,807,968	280,205	52,737,022	880,567	53,897,794
1929	上	0	24,706,236	12,129,938	41,699,466	722,295	392,535	79,650,471	464,032	51,141,366	993,118	52,598,510
1929	下	0	19,884,533	14,570,488	38,291,467	1,287,883	317,786	74,352,158	485,542	48,202,158	937,547	49,625,247
1930	上	0	20,496,322	12,358,232	36,196,611	1,393,847	404,140	70,849,151	580,116	47,902,601	1,019,145	49,501,862
1930	下	0	18,893,165	14,367,053	32,130,928	2,064,000	452,856	67,908,003	580,465	47,826,613	999,518	49,406,796
1931	上	0	19,529,023	12,690,464	34,303,322	2,438,245	414,320	69,375,374	656,002	47,544,696	1,099,004	49,299,702
1931	下	0	21,514,498	12,347,582	33,062,001	1,493,039	427,423	68,844,542	612,369	47,177,423	1,019,334	48,809,126
1932	上	0	23,089,458	12,566,888	30,981,238	2,190,983	449,710	69,278,277	678,394	47,824,962	1,285,363	49,788,719
1932	下	0	24,629,552	13,449,041	33,161,376	2,016,609	495,255	73,751,833	538,707	49,323,742	1,100,374	50,962,823
1933	上	0	28,567,861	10,182,876	37,467,640	2,590,876	514,978	79,324,231	522,782	50,257,618	1,387,483	52,167,883
1933	下	0	30,044,235	10,856,491	37,811,016	2,396,700	623,841	81,732,284	486,120	50,478,522	1,523,115	52,487,757
1934	上	0	37,070,984	11,063,160	37,503,089	3,794,551	73,098	89,504,882	437,568	53,746,122	2,172,390	56,356,081
1934	下	0	37,590,244	13,393,061	37,862,653	3,806,163	1,518,053	94,170,173	379,678	53,347,476	1,564,307	55,291,460
1935	上	0	44,232,548	10,700,012	39,789,924	5,292,327	1,772,668	101,787,479	954,300	53,306,821	4,467,655	58,728,775
1935	下	0	47,013,418	15,392,298	41,023,878	4,515,168	1,028,073	108,972,836	831,590	53,767,344	2,735,566	57,334,500

出所：株式会社日本昼夜銀行『営業報告書』各期より作成。

又は相当なる会社銀行に二ヶ年以上勤務し、将来も引続いて勤務の見込みの有る者に限られ、借入れに際しては雇主、上役、高級同僚者、または相当信用と資力のある満二十五歳以上の男子たる親戚から、連帯保証人2名以上を立てなければならなかった。借入資格は極めて限定的なものといわざるをえないが、その貸出利率は年8分の月賦返済(期間1カ年)という当時としては異例の低利率であった。³⁵⁾そのため、「借出申込みは昨今日一日と殖えて行く」状態で、³⁶⁾貸出開始から約1年後の1930年12月には総貸出額17万1,000円、総貸付口数642口となり、当初の目標である貸出総額30万円³⁷⁾は、1932年3月に達成(35万2,000円、1,257口)された。³⁸⁾回収成績も良好で、「貸付開始以来訴訟は数件にすぎな」かったという。³⁹⁾

表3は、同行の俸給生活者向けの貸出額を用途別に見たものである。見られるように、件数では「医薬治療入院費」が29.2%と最も高く、出産費と合わせれば38.3%となり、最も親戚・知友人から借入れやすいと思われる費目がトップに立っている。一方、金額では「旧債償還」36.4%が最多を占め、ホワイトカラー上層においてさえ強い借り換え需要が存在したことを示している。こうした借入資金の件数・

金額の分布は、厳しい貸出条件をクリアしえた比較的信用力の高い人々でさえ、こうした貸付の機会が生まれるまでは必ずしも資金需要を適切に満たすための手段に恵まれていなかったことを物語っている。個別家計にとって制度的な金融機関の利用は依然として極めて困難であったが、そうであるが故に、低利の小口信用貸付を開始した日本昼夜銀行は多くの顧客を引きつけたと考えられる。

以上のような日本昼夜銀行の成功と強い資金借入需要の存在から、他の財閥系大銀行も俸給生活者向けの小口信用貸付に乗り出そうという兆しが1930年代半ばには見られるようになった。たとえば、三井銀行が1936年9月に中小商工業者向けの小口貸付開始を決定したとして、次のように報じられている。同行は、「別に一つの中小金融の勘定を設けその範囲内において採算上損失とならぬことを限度として親切第一主義により中小貸付を行い貸付種目も広く中小工業のみならず中小商業におよび問屋から小売業者にもおよぼすという方針」で、「目下東京市内には本店と日本橋、丸の内両支店の三店舗に過ぎず中小業務には不適であるので本所、深川、浅草、神田、荏原、高円寺など中小資金の需要多き方面に支店を設置」することに決定したという。⁴⁰⁾また、三菱銀行は、「小銀行であるが中小金融機関として内容もよく重宝がられて」いた金原銀行の株式の大部分を取得し、⁴¹⁾その梃子入れの下で1936年9月にサラリーマン向け小口貸付を開始すると報じられた。⁴²⁾すなわち、「三菱銀行では中小商工業者の金融を目論見これが第一着手として金原銀行株を完全にその手中に収めたので名古屋支店長桑原鑑氏を金原銀行頭取に据え着々庶民金融の具体化を図りつつあったが愈々近き将来に昼夜銀行が行っているサラリーマン金融にも乗出す方針に決定、貸付利率限度等についてはなお決定するに至らないが在来のそれに比し相当程度緩和せしめる意向」であったという。⁴³⁾先行諸研究がすでに明らかにしているように、当時の大手都市銀行は金融恐慌から恐慌期にかけて集

表3 日本昼夜銀行の用途別小口信用貸出(1933年6月現在)

用途	口数		金額		一口当り 金額 円
	口	%	円	%	
旧債償還	516	26.9	189,418	36.4	367.1
医薬治療入院費	561	29.2	132,167	25.4	235.6
家庭経済増進	156	8.1	63,650	12.2	408.0
冠婚葬祭費	167	8.7	44,088	8.5	264.0
出産費	174	9.1	30,980	6.0	178.0
衣服費	89	4.6	24,751	4.8	278.1
教育費	99	5.2	18,995	3.7	191.9
転宅費敷金	48	2.5	6,277	1.2	130.8
保険料	55	2.9	5,987	1.2	108.9
定期券買入費	41	2.1	2,200	0.4	53.7
税金賦課金	13	0.7	1,690	0.3	130.0
計	1,919	100.0	520,203	100.0	271.1

出所：経済時代社編輯局『銀行・信託会社の選び方 昭和八年版』経済時代社、1933年、104頁より作成。

中した預金の放資先を模索しており、その一環として三井・三菱の各銀行も小口貸付への進出に関心を向けたと考えられよう。

ただし、三井銀行は小口貸付について極めて慎重な姿勢を崩しておらず、⁴⁴⁾ 三菱銀行の資金循環構造は増設支店から預金を集め、本店で貸出と有価証券投資を行うという上の報道とは真逆のものであった。⁴⁵⁾ また、日本昼夜銀行についても、俸給生活者向けの小口信用貸付は貸付金額全体のごく僅かな部分を占めるに過ぎない。前掲表2によれば、同行の証書貸付はサラリーマン金融の開始後に増加していることを確認できるが、それでも1934年までは最大で約68万円余りであり、5,000万円前後の手形貸付額と比較すれば微々たるものに過ぎなかった。大手都市銀行において小口貸付の展開が見られたにしても、それらはなお端緒的・萌芽的なものに過ぎず、本格的な個人信用貸付の展開は戦後を待たなければならなかったのである。

なお、日本昼夜銀行の小口信用貸付は1940年の安田銀行への吸収合併によって廃止された。⁴⁶⁾ これを事実上引き継いだのが、1938年に大蔵省が主導して設立した庶民金庫である。庶民金庫についてはすでに澁谷隆一による研究⁴⁷⁾があるのでここでは深く立ち入らないが、一点だけ同金庫による小口信用貸付の内訳にのみ触れておきたい。同貸付の対象は大きく産業者、勤労者、連帯者に分かれ、貸付用は産業資金、生計資金、救済整理の3つに大別して集

計されている。このうち、産業者向けの産業資金を除外すれば、勤労者向けの貸出の大部分が旧債整理を目的とするものであった。すなわち、1938年から43年の6年間にかけて生計資金が計約54.7億円貸出されたのに対して、旧債整理目的の貸付金額は生計資金の約1.8倍に当たる約95.6億円に上ったのである。⁴⁸⁾ こうした低利借り換え需要の根強い存在からは、戦時期に至るまで多くの都市中間層が高利の資金に依存せざるをえなかったという事情を読み取ることができよう。1930年代には、小口信用貸付の萌芽的な展開が見られたとはいえ、これを利用できる人々は相当程度限定されており、都市中間層以下の人々の大多数は、依然としてこうした制度的な金融へのアクセスは困難であったのである。

3. 貸金業者・質営業者と重層的金融構造 ——『東京市商工名鑑』を利用して——

前節で見たように、1930年代の俸給生活者や労働者といった都市家計が制度的金融機関から資金を借り入れることはなお困難であったから、不時の資金需要を充足するには質屋や貸金業者を利用しなければならなかった。やや時期は下るが、労働者を中心とする人々の借入資金の使途を借入先別に整理した表4によれば、最大の資金借入先は親戚知友人(93 / 273件)で、これに金貸(89件)、営利質屋(73件)が僅差で続いており、いずれの借入先においても

表4 借入先別借入金使途別件数

使途	金貸		営利質屋		親戚知友人		その他		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
医療費	46	51.7	26	35.6	44	47.3	5	27.8	121	44.3
生活費	19	21.3	42	57.5	24	25.8	10	55.6	95	34.8
営業費	8	9.0	3	4.1	10	10.8	1	5.6	22	8.1
借金弁済費	7	7.9	0	0.0	5	5.4	1	5.6	13	4.8
出産費	2	2.2	1	1.4	2	2.2	0	0.0	5	1.8
結婚費	2	2.2	0	0.0	2	2.2	0	0.0	4	1.5
葬儀費	0	0.0	1	1.4	1	1.1	1	5.6	3	1.1
その他	5	5.6	0	0.0	5	5.4	0	0.0	10	3.7
計	89	100.0	73	100.0	93	100.0	18	100.0	273	100.0

出所：大阪市社会部『庶民金融事情調査』1942年、p.16より作成。

資金使途は医療費と生活費が7割以上を占めていた。疾病等のリスクに直面する中で家計の再生産を維持するためには、親戚知友人のネットワークと並んで、貸金業者や営利質屋の存在が重要であったと言える。

一方、やや時期は下るが、1943年2月現在の東京都内の貸金業者73店について、契約形態別・借手の職業別に口数と金額を示したのが表5である。これによれば、契約口数で最多を占めるのは俸給生活者の11,944口であり、これに商業、労働者、工業と続いていた。金額ベースでは商業・工業を主たる対象とする大口の信用手形割引の占める比率が高いが、口数では16.5%に過ぎず、小口信用貸付を中心的な業務とする小規模な貸金業者にとって俸給生活者・労働者が重要な顧客となっていたことがうかがえる。本節では、こうした俸給生活者や労働者への信用日賦・月賦・定期貸付といった零細小口の貸付を行う貸金業者について、比較的

史料の充実している東京市を事例に検討していきたい。

まず、東京市における貸金業者について利用しうる基本的な統計数値を確認しておこう。営業税法の廃止と営業収益税法の制定(1926年)に伴って課税対象に変動が生じた1927年以降の貸金業者数を整理したのが表6である。戦前期における貸金業者の動向を分析した澁谷隆一は、『主税局統計年報』中に掲載された「金銭貸付業者」数を利用して貸金業者の推移を検討している。⁴⁹⁾しかし、これは厳密には問題があると言わざるを得ない。なぜなら、営業収益税法第2条の「金銭貸付業者」には、信用貸付を行う貸金業者と担保貸付を行う質営業業者の双方が含まれており、⁵⁰⁾澁谷が分析対象としている貸金業者数を得るためには、営業収益税の課税対象たる「金銭貸付業者」数から質営業業者数を減じた数値を算出しなければならないからである。東京市については、営業収益税を納める

表5 東京都内貸金業者73店による職業別・契約別貸出口数・金額(1942年)

単位：口、円

		信用日賦		信用月賦		信用定期		信用手形割引		不動産		合計	
		口数	%	口数	%	口数	%	口数	%	口数	%	口数	%
商業	口数	4,963	59.3	660	7.9	344	4.1	2,326	27.8	73	0.9	8,366	100
	金額	1,012,655	10.9	216,586	2.3	421,313	4.5	7,282,633	78.5	349,355	3.8	9,282,542	100
	一口当	204	-	328	-	1,225	-	3,131	-	4,786	-	1,110	-
工業	口数	2,061	28.2	399	5.5	1,360	18.6	3,413	46.7	72	1.0	7,305	100
	金額	299,555	1.7	166,924	1.0	207,034	1.2	16,096,918	92.1	707,600	4.0	17,478,031	100
	一口当	145	-	418	-	152	-	4,716	-	9,828	-	2,393	-
農業	口数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2	100
	金額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9,000	100.0	9,000	100
	一口当	-	-	-	-	-	-	-	-	4,500	-	4,500	-
俸給生活者 (官公吏、 会社員等)	口数	374	3.1	7,300	61.1	4,167	34.9	50	0.4	53	0.4	11,944	100
	金額	30,490	1.7	673,224	37.2	506,017	28.0	142,295	7.9	458,330	25.3	1,810,356	100
	一口当	82	-	92	-	121	-	2,846	-	8,648	-	152	-
労働者	口数	1,969	26.6	2,986	40.4	2,435	32.9	2	0.0	5	0.1	7,397	100
	金額	128,161	22.6	290,983	51.3	133,592	23.5	6,500	1.1	8,300	1.5	567,536	100
	一口当	65	-	97	-	55	-	3,250	-	1,660	-	77	-
其他	口数	334	45.4	156	21.2	87	11.8	101	13.7	58	7.9	736	100
	金額	34,467	2.1	64,719	3.9	18,157	1.1	1,024,155	61.9	512,099	31.0	1,653,597	100
	一口当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	口数	9,701	27.1	11,501	32.2	8,393	23.5	5,892	16.5	263	0.7	35,750	100
	金額	1,505,328	4.9	1,412,436	4.6	1,286,113	4.2	24,552,501	79.7	2,044,684	6.6	30,801,062	100
	一口当	155.2	-	122.8	-	153.2	-	4,167.1	-	7,774.5	-	861.6	-

出所：中央物価統制協議会『個人金融業状況調査』1943年、18-19頁より作成。

表6 東京市における新旧市域別貸金業者数の推移

単位：人

年	旧市域			新市域			合計		
	金銭貸付業 営業者数	質店数	貸金業者数 推計値	金銭貸付業 営業者数	質店数	貸金業者数 推計値	金銭貸付業 営業者数	質店数	貸金業者数 推計値
1927	674	581	93	-	-	-	-	-	-
1928	719	606	113	-	-	-	-	-	-
1929	773	700	73	-	-	-	-	-	-
1930	802	702	100	-	-	-	-	-	-
1931	863	690	173	-	-	-	-	-	-
1932	815	694	121	854	671	183	1,669	1,365	304
1933	793	673	120	875	752	123	1,668	1,425	243
1934	774	664	110	899	792	107	1,673	1,456	217
1935	750	669	81	927	831	96	1,677	1,500	177
1936	749	670	79	903	862	41	1,652	1,532	120
1937	767	671	96	941	919	22	1,708	1,590	118
1938	734	661	73	966	935	31	1,700	1,596	104

出所：『東京市統計年表』各年より作成。

「金銭貸付業者」数と、質屋の店数を『東京市統計年表』から知ることができるため、貸金業者と質営業者とを分離することが可能である。ただし、同史料から得られる東京市内の質店数は個人・法人を区別しておらず、「金銭貸付業者」の数は個人経営のものしか得られないため、上のような操作をすると個人「金銭貸付業者」から法人と個人を合わせた質店数を減じることになり、貸金業者数が過少に算出されることになる。史料上の制約から依然として不十分な推計値で満足せざるをえないが、こうした限界を踏まえて質営業者の動向にも留意しつつ、本表から質経営の影響を除いた純粋な貸金業者の動向を近似的に推測することは許されよう。これによれば、貸金業者数は旧市域では1931年(173人)、新市域では32年(183人)にピークに達しており、以後は減少基調にあった。これに対し、質店数については新市域内における伸びが顕著であり、1932年の671店から38年の935店へと大幅な増加を示していた。新市域で増加する新中間層を営業基盤として、こうした大幅な増加が実現したと考えられる。一般に、貸金業においては不況の初期に貸付額が増大し、その後景気が回復するに従って停滞するという傾向があると言われており、⁵¹⁾東京市においてもかかる経験則が妥当するものといえよう。

以上のような趨勢を踏まえて、貸金業者の営

業地・営業収益税額・取引銀行等を記載した『東京市商工名鑑』(以下、『名鑑』と略す)についての分析に移ろう。同史料は戦前期に合計7回発行されているが、「其他金融業」について取引銀行を含む情報を個別営業者レベルで得ることができるのは表7に掲げた3回に限られる。登載資格は第5回とそれ以降とで若干の差があるが、概ね上位10%前後の営業者が抽出され、そのうちの8割強について回答を得ていたことがわかる。したがって、『名鑑』に掲載されている営業者は相対的には大規模なものと考えてよい。このように『名鑑』は3ヵ年という僅かな期間に限られ、しかも上方への偏りが強いという制約の大きな史料ではあるが、複数年度で貸金業者や質営業者の事業規模や取引銀行を個人レベルで知ることができるものは、この他には『大日本商工名鑑』があるに留まる。⁵²⁾そこで、以下では本資料に依拠して、貸金業者と質営業者に関する分析を進めたい。⁵³⁾

まず、個人質営業者と個人貸金業者を営業収益税納税額別・新旧市域別に掲げたのが表8である。この表によれば、前掲表で貸金業者が減少傾向にあった1931年から34年にかけて、新市域においては連続して数値の得られる100-199円層が増加しており、一定の上向傾向を看取できることから、ある種の両極分解が起きていたものと考えられる。とはいえ、34年

表7 『東京市商工名鑑』の調査概要

回	第5回				第6回		第7回	
調査主体 調査開始年月 調査終了年月 公開年月	東京市産業局商工課 1931年5月 1932年2月 1933年11月				東京市産業局商工課 1934年5月 - 1935年11月		東京市経済局庶務課 - - 1939年3月	
営業者種別	個人		法人		個人	法人	個人	法人
	旧市域	新市域	旧市域	新市域				
営業収益税納税人員	54,342名	27,413名	4,795名	1,635名	95,502名	9,659名	125,404名	14,914名
登載資格	営業収益税 60円以上	営業収益税 100円以上	公称資本金 5万円以上	公称資本金 10万円以上	営業収益税 50円以上	公称資本金 5万円以上	営業収益税 50円以上	公称資本金 5万円以上
登載資格者数	約6,700名	約3,500名	約1,000名	約650名	7,422名	5,003名	-	-
登載営業者数	10,140名				10,506名		8,687名	4,982名
回答率	84.6%				84.6%		-	

出所：『東京市商工名鑑』第5, 6, 7回, および『東京市統計年表』1932, 1935, 1938年版より作成。

表8-1 営業収益税納税額・新旧市域別貸金業者数の推移

単位：人

営業収益税納税額	旧市域			新市域			合計		
	1931	1934	1938	1931	1934	1938	1931	1934	1938
50-59円	-	2	2	-	7	0	-	9	2
60-99	20	19	5	-	19	1	20	38	6
100-199	17	24	6	4	12	2	21	36	8
200-299	12	10	4	3	3	0	15	13	4
300-499	6	1	3	0	0	1	6	1	4
500-	4	3	0	0	1	0	4	4	0
合計	59	59	20	7	42	4	66	101	24

表8-2 営業収益税納税額・新旧市域別質営業者数の推移

営業収益税納税額	旧市域			新市域			合計		
	1931	1934	1938	1931	1934	1938	1931	1934	1938
50-59円	-	25	18	-	20	25	-	45	43
60-99	94	68	81	-	63	84	94	131	165
100-199	90	73	86	64	52	85	154	125	171
200-299	31	17	18	12	5	20	43	22	38
300-499	18	3	10	2	1	1	20	4	11
500-	4	3	1	1	1	1	5	4	2
合計	237	189	214	79	142	216	316	331	430

出所：『東京市商工名鑑』第5, 6, 7回より作成。

から38年にかけては、新旧両市域において『名鑑』に掲載される貸金業者は大幅に減少しており、景気回復に伴う貸金業の営業地盤の縮小が推測される。

これに対して質営業者は1931年から34年

にかけて微増しているが、旧市域では登載資格が50-59円層に拡大されているにもかかわらず減少、新市域でも連続して数値の得られる100円以上層は減少しており、恐慌下においてその営業は全般的に困難であった。しかし、景

気回復が進む34-38年にかけて大幅な増加を示しており、200円以上層も厚みを増していることから、貸金業とは対照的に順調な動きを示している。信用貸付を行う貸金業とは異なり、質草という物的担保をとる質屋業には、景気回復に伴う物価上昇が有利に働くと考えられ、景気変動が貸金業と質屋業に及ぼす影響が対照的であったことが、こうした階層変動の違いにも反映していると解釈できよう。⁵⁴⁾

次に、貸金業者と質業者の取引銀行について見ていこう。『名鑑』には、登載された業者の「取引銀行」を記載する欄が設けられている。近年、愛知県で発行された同種の史料を利用して銀行の取引企業について新たな実証的水準で検討する成果が現れており、⁵⁵⁾ここではそうした研究に倣って分析を加えたい。ただし、『名鑑』においても「取引銀行」に関する定義が特段記されていないため、「取引銀行」と各業者との間で実際にどのような取引が行われていたのか(資金貸付を受けているのか、あるいは単に預金口座を開設しているだけなのか、など)については判然としない。とはいえ、貸金業者や質業者などの零細な金融業者が銀行と取り結んでいた関係の有無を検討できるという点において、いわゆる重層的金融構造の中での両業態の位置づけが不明確である現在の研究状況の下では、一定の意義を有すると考えられる。そこで、年次別・営業収益税納税額別に取引銀行の数を整理して掲げたのが表9、および表10である。これによると、恐慌下の1931年においては貸金業者・質業者ともに全体の約4分の3の業者が1行以上の銀行と取引関係を持っており、取引関係の有無という点では階層性も見られず、『名鑑』登載資格を持つ業者であればその多くが銀行と何らかの取引を行っていたことが確認される。また、表10によって取引銀行名を見ると、いずれの階層でも最多を占めるのは三井、三菱、住友、安田、第一の五大銀行であった。重層的金融構造の最底辺にあったと考えられる貸金業者や質業者が、最上位の大銀行と一定の取引関係を有していたこ

とは、重要な事実発見であるといつてよい。

ただし、1934年や38年になると、貸金業者・質業者共に銀行との取引関係は相対的には弱くなっており、五大銀行よりもやや規模の小さな川崎第百(1936年より第百銀行に改称)や昭和・日本昼夜などの中規模都銀のウエイトが高まっている。また、1934年から38年にかけて大きく数を増やした質業者について38年の数値を確認すると、430人の業者のうち銀行との取引関係の記載が無いものは305名(70.9%)に及んでいた。1930年代後半における質業者の増加は、銀行とは直接には結びつかない独自の領域における資金循環の中で実現されたものと考えられる。⁵⁶⁾1931年時点における銀行との取引関係の多さは、大規模銀行の恐慌下における金余りというこの時期特有の金融市場環境を考慮した限定的なものとして慎重に評価する必要がある。

この点に関連して興味深いのが表11に掲げた調査である。この数値は1941年時点のものであるが、東京都では貸金業者の総運用資金約1億5,000万円のうち借入資金が約1億円と約3分の2(65.2%)を占め、借入資金比率24.7%の大阪以下と大きな開きを見せている。表注にあるように集計方法が他府県とは若干異なるのでその点は割り引かなければならないが、東京の貸金業者における借入金依存度の高さは他地域と比較して特異なものであり、先に指摘した五大銀行を中心とする重層的金融構造の上位部分と貸金業者ないし質業者との関係も、他地域では妥当しない可能性がある。

また、残念ながら東京都の数値は得られないが、表12によって借り入れのある貸金業者の借入金額約292万円を借入先別に見ると、「親戚知己その他」が約177万円(60.7%)と最も多く、金融機関約100万円(33.4%)、同業者約15万円(5.0%)と続いており、店数の分布もほぼ同様であった。親戚知己などの人的関係に基づく資金調達に、貸金業者にとっても金融機関以上に重要な意義を有していたことがうかがえよう。資金を借り入れるに当たっての標準

表 9-1 貸金業者の営業収益税納税額別取引銀行数

年	営業収益税納税額	総営業者数	取引銀行数別								
			0行		1行		2行		3行		
			人	%	人	%	人	%	人	%	
1931	50-59円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60-99	20	6	30.0	10	50.0	4	20.0	0	0.0	
	100-199	21	6	28.6	8	38.1	6	28.6	1	4.8	
	200-299	15	3	20.0	8	53.3	3	20.0	1	6.7	
	300-499	6	2	33.3	3	50.0	1	16.7	0	0.0	
	500-	4	1	25.0	0	0.0	1	25.0	2	50.0	
	合計	66	18	27.3	29	43.9	15	22.7	4	6.1	
1934	50-59円	9	7	77.8	1	11.1	1	11.1	0	0.0	
	60-99	38	20	52.6	10	26.3	7	18.4	1	2.6	
	100-199	36	19	52.8	10	27.8	6	16.7	1	2.8	
	200-299	13	9	69.2	3	23.1	1	7.7	0	0.0	
	300-499	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	500-	4	3	75.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	
	合計	101	59	58.4	24	23.8	15	14.9	3	3.0	
1938	50-59円	2	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	
	60-99	6	2	33.3	3	50.0	1	16.7	0	0.0	
	100-199	8	5	62.5	2	25.0	1	12.5	0	0.0	
	200-299	4	2	50.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	
	300-499	4	2	50.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	
	500-	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	合計	24	11	45.8	7	29.2	6	25.0	0	0.0	

表 9-2 貸金業者の営業収益税納税額別取引銀行数

年	営業収益税納税額	総営業者数	取引銀行数別							
			0行		1行		2行		3行	
			人	%	人	%	人	%	人	%
1931	50-59円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60-99	94	25	26.6	47	50.0	19	20.2	3	3.2
	100-199	154	38	24.7	85	55.2	29	18.8	2	1.3
	200-299	43	9	20.9	20	46.5	10	23.3	4	9.3
	300-499	20	5	25.0	12	60.0	2	10.0	1	5.0
	500-	5	1	20.0	3	60.0	1	20.0	0	0.0
	合計	316	78	24.7	167	52.8	61	19.3	10	3.2
1934	50-59円	45	11	24.4	26	57.8	5	11.1	3	6.7
	60-99	131	41	31.3	70	53.4	17	13.0	3	2.3
	100-199	124	40	32.3	61	49.2	20	16.1	3	2.4
	200-299	22	10	45.5	7	31.8	4	18.2	1	4.5
	300-499	4	0	0.0	2	50.0	2	50.0	0	0.0
	500-	4	0	0.0	2	50.0	2	50.0	0	0.0
	合計	330	102	30.9	168	50.9	50	15.2	10	3.0
1938	50-59円	43	27	62.8	15	34.9	1	2.3	0	0.0
	60-99	165	124	75.2	32	19.4	9	5.5	0	0.0
	100-199	171	114	66.7	44	25.7	10	5.8	3	1.8
	200-299	38	29	76.3	9	23.7	0	0.0	0	0.0
	300-499	11	9	81.8	2	18.2	0	0.0	0	0.0
	500-	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	430	305	70.9	102	23.7	20	4.7	3	0.7

出所：『東京市商工名鑑』第5, 6, 7回より作成。

表 10-1 金銭貸付業者の年次別営業収益税額別取引銀行

単位：人

年	営業 収益税	五大銀行	大規模 都銀	中規模 都銀	有力地銀	貯蓄銀行	特殊銀行	その他	合計
1931	50-59 円	-	-	-	-	-	-	-	-
	60-99	10	5	2	0	1	0	0	18
	100-199	10	3	3	1	5	0	1	23
	200-299	11	4	1	0	0	1	0	17
	300-499	2	1	1	0	0	1	0	5
	500-	4	2	2	0	0	0	0	8
	合計	37	15	9	1	6	2	1	71
1934	50-59 円	2	1	0	0	0	0	0	3
	60-99	11	2	7	2	2	0	1	25
	100-199	11	5	4	1	0	1	3	25
	200-299	3	1	1	0	0	0	0	5
	300-499	0	0	0	0	0	0	0	0
	500-	1	0	1	0	0	0	0	2
	合計	28	9	13	3	2	1	4	60
1938	50-59 円	3	0	0	0	0	0	0	3
	60-99	0	3	0	1	0	0	1	5
	100-199	0	2	1	0	0	0	1	4
	200-299	0	2	1	0	0	0	0	3
	300-499	1	0	3	0	0	0	0	4
	500-	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	7	5	1	0	0	2	19

表 10-2 質営業業者の年次別営業収益税額別取引銀行

年	営業 収益税	五大銀行	大規模 都銀	中規模 都銀	有力地銀	貯蓄銀行	特殊銀行	その他	合計
1931	50-59 円	-	-	-	-	-	-	-	-
	60-99	0	0	0	0	0	0	0	0
	100-199	19	12	13	0	17	0	5	66
	200-299	5	2	3	0	2	1	1	14
	300-499	1	1	0	0	0	0	0	2
	500-	1	0	0	0	0	0	0	1
	合計	26	15	16	0	19	1	6	83
1934	50-59 円	4	1	3	0	8	0	2	18
	60-99	11	12	14	0	10	0	4	51
	100-199	15	15	3	0	13	2	2	50
	200-299	0	0	1	0	0	1	0	2
	300-499	1	1	0	0	0	0	0	2
	500-	1	0	1	0	0	0	0	2
	合計	32	29	22	0	31	3	8	125
1938	50-59 円	0	3	3	0	0	0	1	7
	60-99	10	4	8	0	0	0	5	27
	100-199	14	8	11	0	0	1	4	38
	200-299	2	0	1	0	0	0	0	3
	300-499	1	0	0	0	0	0	0	1
	500-	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	27	15	23	0	0	1	10	76

出所：『東京市商工名鑑』第 5, 6, 7 回より作成。

注：各銀行種別は石井寛治『日本金融史研究序説』東京大学出版会，1999 年，286 頁を参照し，下記のように分類した。

五大銀行＝三井、三菱、住友、安田、第一

大規模都銀＝愛知、三和、野村、川崎第百（第百）、山口

中規模都銀＝昭和、日本昼夜

有力地銀＝武州、北海道、十二

貯蓄銀行＝安田貯蓄、東京貯蔵、川崎貯蓄、不動貯蓄

特殊銀行＝勸銀、農工銀

その他＝浦和商業、大師、十五、八十五、東京中野、第一金庫、第三、羽田

表 11 都府県市別金融業組合加入業者の資金常用

	調査店数	資金状況						資金総額		
		自己資金			借入資金					
		円	%	一店当	円	%	一店当	円	%	一店当
東京都	948	53,688,136	34.8	56633.1	100,557,758	65.2	106,073.6	154,245,894	100	162,706.6
京都府	58	1,491,460	79.3	25714.8	388,775	20.7	6,703.0	1,880,235	100	32,417.8
大阪府	117	2,582,606	75.3	22073.6	846,099	24.7	7,231.6	3,428,705	100	29,305.2
兵庫県	74	1,462,125	83.4	19758.4	289,980	16.6	3,918.6	1,752,105	100	23,677.1
愛知県	70	4,168,078	85.4	59544.0	715,100	14.6	10,215.7	4,883,178	100	69,759.7
高知県	98	1,302,429	79.4	13290.1	338,271	20.6	3,451.7	1,640,700	100	16,741.8
佐賀県	4	38,000	33.7	9500.0	74,600	66.3	18,650.0	112,600	100	28,150.0
宮城県	5	120,000	84.5	24000.0	22,000	15.5	4,400.0	142,000	100	28,400.0
函館市	33	513,250	76.3	15553.0	159,158	23.7	4,823.0	672,408	100	20,376.0
沼津市	25	192,730	69.1	7709.2	86,250	30.9	3,450.0	278,980	100	11,159.2

出所：中央物価統制協議会『個人金融業状況調査』1943年、10-11頁。

注1：東京都の借入資金中には家族の出資及び手形再割を含む。

表 12 府県市別金融業組合加入業者の借入金調達先

	調査店数	借入金なき店数	金融機関		同業者		親戚知己其他		合計	
			店	円	店	円	店	円	店	円
京都府	58	37	3	12,000	4	111,160	22	265,615	29	388,775
大阪府	117	76	18	236,071	2	7,500	29	602,528	49	846,099
兵庫県	74	43	11	49,780	3	6,500	30	233,700	44	289,980
愛知県	70	35	12	309,200	1	7,000	28	398,900	41	715,100
高知県	98	75	17	300,771	1	1,000	6	36,500	24	338,271
佐賀県	4	1	3	11,100	0	0	3	63,500	6	74,600
宮城県	5	不明	0	0	0	0	不明	22,000	不明	22,000
函館市	33	19	7	34,500	2	11,500	13	113,158	22	159,158
沼津市	25	12	7	50,250	0	0	10	36,000	17	86,250
合計	484	298	78	1,003,672	13	144,660	141	1,771,901	232	2,920,233

出所：中央物価統制協議会『個人金融業状況調査』1943年、12-13頁より作成。

※東京都に就いては調査なきため之を除外す

平均金利(年利)については表示を省略するが、親戚知己4.1～6.4%、金融機関1.6～3.5%、同業者5.5～18.1%となっており、⁵⁷⁾借入先として最多を占める親戚知己は、戦時下にあつて金利に強い規制を受けていた銀行をはじめとする金融機関よりも要求する利率が高かった。調査の対象となっている貸金業者は比較的大規模な各地の金融業組合加入者であり、その中でも借入金のある貸金業者は運用資金額がそれだけ大きな者であると考えられるが、その一部でさえなお高利の利払いに支えられた人的関係に依存して運用資金を確保していたのである。

以上の分析を整理しておこう。恐慌下にあつて、東京市内の大規模貸金業者・質営業者は、

五大銀行を中心とする重層的金融構造の上位部分との取引関係を有していたことが確認されたものの、その関係性は時期的・地域的に限定されたものである可能性が高い。1930年代における取引銀行を持たない質営業者の増加や、東京都以外の地域における貸金業者の親戚・知人からの借入比率の高さを考慮すると、制度的金融機関を中心とする重層的金融構造とは別様の資金循環の中で、都市家計やそれに比較的近い位置にあつた貸金業者は、自らの再生産を確保すべく金融取引を行っていたと考えられる。そうした独特な資金循環のあり方をより詳細に検討することを、最後に今後の課題として提起しておきたい。

おわりに

戦前の日本では、信用調査機関の未整備もあって、債権保全のための金融技術はなお不十分なものとどまっており、デフォルトのリスクと回収コストの高さから個人貸金業者による貸金はしばしば高金利であった。1927年の金融恐慌を契機に預金を集中させ、30年代半ば以降の低金利の中で放資先を模索していた大手都市銀行は、一部では貸金業者や質業者とも取引関係を持ち、日本昼夜銀行を除き実現はしなかったものの自ら小口信用貸付に乗り出す計画をも検討するに至った。とはいえ、大銀行は小口融資には終始慎重な姿勢を崩しておらず、景気回復に伴う質業者の増加も、基本的には銀行との直接的な取引関係の外部で実現したものであった。戦前日本の都市における俸給生活者や労働者を相手とする小口信用貸付の展開は、金融技術上の限界もあり、戦後の消費者金融と比較すればなお萌芽的なものとどまっていたと言わざるをえない。

以上のような事実は、戦後急激に成長するサラリーマン金融の源流について、先行研究とは異なるアプローチをとる必要があることを示唆している。前稿でも述べたところではあるが、かつて澁谷隆一は、後発資本主義国である日本の高利貸規制政策が「法制的圧縮現象」のなかで不十分なものに留まったことが、戦後の消費者金融に拡大の余地を残したことを指摘している。⁵⁸⁾ この指摘自体は正しいと考えられるが、政策的規制の不徹底は高利であっても借入資金を必要とする社会の現実にもその根拠があったのであり、金融機関と家計が接触する金融市場の側からもその要因を解明する必要がある。本稿はそうした視点からするささやかな試みであり、今後はいわゆる大衆消費社会の成立とも深く関わる貸金業の歴史について、戦時期から高度経済成長期にかけて射程を伸ばして検討することを課題としたい。

1) 伊牟田敏充『昭和金融恐慌の構造』経済産業調

査会、2002年、277-278頁。

- 2) 拙稿「都市家計によるリスク対応と資金貸借」加瀬和俊編『戦間期日本の都市家計—世帯の対応とその限界—』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 57, 2015年。以下、「前稿」と略記する。
- 3) 「第82回全国大会小特集パネル近代日本の都市庶民金融—東京市芝区T質店の研究—」『社会経済史学』80(3), 2014年、拙稿「1930年代日本農村における無尽講と農村負債整理事業：—長野県下伊那郡座光寺村を事例として」『社会経済史』77(3), 2011年など。
- 4) ここでは、「高利貸し」や「金貸し」などと呼ばれた個人を対象に主として信用貸付を行う金融業者全般を「貸金業者」と呼ぶこととする。
- 5) 澁谷隆一『高利貸金融の展開構造』日本図書センター、2000年、および同編『サラリーマン金融の実証的研究』日本経済評論社、1979年。
- 6) 農林官僚であり農村金融についての著作もある小平権一は、「都会に於ける高利貸が日歩十銭、十五銭甚だしきは日歩二十五銭も取るが如き極端なるものは、農村に於ては、殆ど聞かれない」（小平権一『農村金融と農村負債整理』日本評論社、1933年、191頁）との観察を残している。
- 7) 1933年の東京府下の集団細民地区では、親戚・知人からの借入のうち月利契約51件のすべてと年利契約の267件中64件が有利子であり、その大部分が年利10%以上の高利であった。また、1941年の大阪市においても93件中54件が有利子であった。この点、前稿177頁の表10を参照。
- 8) ジュゼッペ・ベルトーラ、リチャード・ディズニー、チャールズ・グラント編、江夏健一・坂野友昭監訳『消費者信用の経済学』東洋経済新報社、2008年、24頁。
- 9) 満園勇『日本型大衆消費社会への胎動—戦前期日本の通信販売と月賦販売』東京大学出版会、2014年、288-289頁においても、日本における信用調査機関の未整備が月賦販売の発展を制約していたことが指摘されている。
- 10) 大阪市社会部調査課『質屋と貸金業』1926年、45頁。
- 11) 時事新報社経済部編『小口金融の利用法』春陽堂、1931年、161頁。
- 12) 中沢陽堂『金の貸方取立方—損害予防有利契

- 約』東盛堂出版部，1924年，11-12頁。
- 13) 高橋北堂『代書いらず一貸倒相談相手』大文館，1924年，63頁。
 - 14) 同前，p. 65.
 - 15) 岩崎徂堂『動産・不動産・諸債券の実際知識』日本公論社，1936年，p. 324.
 - 16) 並木信政『最新金の貸方と諸債権取立法―誰にでも出来て利殖頗る多き』盛林堂，1921年，p. 187-188. なお，金利は日歩1-3%が相場であったという。
 - 17) 同前.
 - 18) 朝日新聞政治経済部編『小額金融の話(朝日政治経済叢書3)』朝日新聞社，1930年，59頁。
 - 19) 本法については，澁谷隆一「利息制限法の制定と変質」同著『高利貸金融の展開構造』日本図書センター，2000年，V第一章所収を参照。
 - 20) 前掲中沢『金の貸方取立方―損害予防有利契約』，p. 13.
 - 21) 大阪市社会部調査課『労働調査報告第四五号 質屋と金貸業』1926年，p. 86.
 - 22) 服部兼三郎『庶民金融と愛知一貸金業発達史』愛知県庶民金融業協会，1979年，100-101頁。
 - 23) 小汀利得『漫談経済学』千倉書房，1932年，p. 270.
 - 24) 戦間期に二度にわたって行われた営業税法改正により，貸金業者に対する課税額は減少傾向にあり，とりわけ1927年1月の改正はそれまで資本額1,000円以上としていた課税対象を営業収益400円以上と改めたため，営業税を納める貸金業者数は1926年度76,201名から翌27年度には43,690名へと大幅に減少した(前掲澁谷『高利貸金融の展開構造』84頁)。澁谷の言うように貸金業者数は減少傾向にあったにしても，こうした課税対象の事実上の引き上げは，統計調査の対象からはこぼれ落ちてしまう零細な個人貸金業者の活動の余地を拡大する効果を持ったと思われる。この点については本論文内でも再論するが，更なる検討は今後の課題としたい。
 - 25) たとえば，前掲並木『最新金の貸方と諸債権取立法』7頁では，次のように貸金業の有利性が説かれている。「資本金はといふに，少なくて五十円位から，多いのは如何程あつても結構，元来此金融利殖は，本業として専門(ママ)にやつてもよければ，又，ホンの内職的にやる事も出来る。(中略)資本の多少に拘はらず出来るのであるから，コンな便宜な利殖法はないのである」。
 - 26) 国政研究会『個人金融業に関する調査』1935年，1頁。なお，「烏金貸」とは日銭貸の俗称。
 - 27) たとえば元海軍少佐であった井上貞一が著した『俸給生活不安と安定』中堅社出版部，1925年は，折からの軍縮により退役を余儀なくされた，またはされるであろう軍関係者に向けて経済的安定の道を体験的に説いたものであり，そこでは金銭貸借による利殖の有効性が強調されている(88-108頁)。
 - 28) 石井研堂『独立自営営業開始案内 第7編』博文館，1914年，72頁。
 - 29) 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会，1969年，66-67頁。
 - 30) 拙稿「地方新聞紙における中央・地方紙の競争構造―新潟県を事例として―」加瀬和俊編『戦間期日本の新聞作業―経営事情と社論を中心に―』東京大学社会科学研究所研究シリーズNo. 48，2011年，130頁。
 - 31) 前掲時事新報社経済部『小口金融の利用法』，21-22頁。
 - 32) 浅井良夫「不動貯金銀行の発展構造」『一橋論叢』85(1)，1981年，50-51頁。
 - 33) 以下，商店界社編『小資本運用利殖法』商店界社，1927年，316-318頁を参照。
 - 34) 当初は貸出限度額3,000円であったが，「大蔵省の命令」により下記条件に改められたという(「開業早々大繁盛 サラリーマンへの無担保小口貸出」『大阪朝日新聞』1930年1月5日付)。
 - 35) 貸出金利はこの後1933年に7分，36年には6分と，市中金利の低下に合わせてさらに段階的に引き下げられた。
 - 36) 「ふとこ寒い月給とりの泣言」『東京朝日新聞』1930年11月1日付。
 - 37) 「勤め人貸付一初一年の成績」『大阪朝日新聞』1931年1月9日付。
 - 38) 「昼夜銀行の月給取金融」『大阪朝日新聞』1932年3月27日付。
 - 39) 同前。
 - 40) 「中小商工金融に三井も乗出す」『大阪毎日新聞』1936年9月22日付。
 - 41) 「金原銀行を買収 中小金融に進出」『大阪毎日新聞』1936年2月14日付。

- 42) 「金原銀行でも月給取りに御用達」『大阪毎日新聞』1936年9月4日付。
- 43) 「三菱の庶民金融著しく積極化」『大阪時事新報』1936年8月5日付。
- 44) 浅井良夫「一九二〇年代における三井銀行と三井財閥」『三井文庫論叢』11, 1977年, 286頁。
- 45) 岡崎哲二「三菱銀行の支店展開と資金循環」『三菱史料館論集』3, 2002年, 26-27頁。
- 46) 「安田保善社とその関係事業史」編集委員会編『安田保善社とその関係事業史』安田不動産株式会社, 1974年, 814頁。
- 47) 澁谷隆一「庶民金庫・恩給金庫の設立と展開」伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論社, 1991年。
- 48) 同前, 427頁。
- 49) 前掲澁谷『サラリーマン金融の源流』, 11頁。
- 50) 勝正憲『営業収益税の話』千倉書房, 1931年, 186-187頁。
- 51) 前掲澁谷『サラリーマン金融の源流』, 12頁。
- 52) 同史料を利用した研究として, 岡崎哲二「戦間期の金融構造変化と金融危機」『経済研究』44(4), 1993年がある。同史料は営業税50円未満の貸金業者についても情報が記載されている点で優れているが, さしあたりその検討は今後の課題としたい。
- 53) 『年鑑』では個人営業者については営業収益税納税額を, 法人営業者については資本金額を掲載している。ここでは「其他金融業者」から個人営業者のみを取り出し, さらに有価証券取引や不動産仲介業者などを除き, 金融業・金融仲介業・金貸業・金銭貸付業などを貸金業者, 質屋・質営業・質店などを質営業者としてカウントした。なお, 「金銭貸付業・質屋」などと併記されている場合は, 物的担保を取るための特殊な鑑定技術を有していると判断し, 質営業者に分類した。
- 54) 質営業者と貸金業者との間のかかる差異を検出できたところに, 「金銭貸付業者」を分解することのメリットがあったといえよう。なお, 注3で触れた質屋業に関わる小特集の中で東京市内における質営業者について統計的な分析を加えた杉山伸也「戦前期東京における質屋業の統計的分析」『社会経済史学』80(3), 2014年は, 1930年代以降の質経営の困難と停滞を指摘しているが, 新市域での分析が捨象されているため, 1930年

代を通じた総体としての質業者の増加傾向については十分に論じていない。

- 55) 以下の分析は, 日本金融学会2015年春季大会の金融史パネル「都市の中小企業はどの金融機関を取引先にしたのか?—『愛知県商業名鑑』『名古屋商工名鑑』による分析—」のうち, 特に佐藤政則「パネル趣旨」および早川大介「1920年代の名古屋における商工業者と金融機関の取引関係」を参照した。
- 56) 周知のように, 一口に質営業者といっても, 資金を供給する親質と親質から資金の融通を受けて営業する子質とに分化しており, 新規開業者であっても親質-子質関係を介して重層的金融構造に接続していた可能性がある。たとえば, 親質の事例として斎藤博『質屋史の研究』新評論, 1989年で取り上げられている大和屋浅古質店の浅古長三郎は, 『名鑑』によれば1935年に第一銀行との取引関係があったことがわかる(1933, 38年には取引銀行の記載なし)。『名鑑』の性格から親質-子質関係にまで踏み込んだ検討はできないが, この点の検討については今後の課題としたい。
- 57) 中央物価統制協力会議『個人金融業状況調査』1943年, 14-15頁。
- 58) 前掲澁谷編『サラリーマン金融的研究』。

参考文献

- 浅井良夫「一九二〇年代における三井銀行と三井財閥」『三井文庫論叢』11, 1977年
- 浅井良夫「不動貯金銀行の発展構造」『一橋論叢』85(1), 1981年
- 朝日新聞政治経済部編『小額金融の話(朝日政治経済叢書3)』朝日新聞社, 1930年
- 石井寛治『近代日本金融史序説』東京大学出版会, 1999年
- 石井研堂『独立自営営業開始案内 第7編』博文館, 1914年
- 井上貞一『俸給生活不安と安定』中堅社出版部, 1925年
- 伊牟田敏充『昭和金融恐慌の構造』経済産業調査会, 2002年
- 岩崎徂堂『動産・不動産・諸債券の実際知識』日本公論社, 1936年
- 大蔵省主税局『主税局統計年報』各年

- 大阪市社会部調査課『質屋と貸金業』1926年
 大阪市社会部調査課『労働調査報告第四五号 質屋と金貸業』1926年
 岡崎哲二「戦間期の金融構造変化と金融危機」『経済研究』44(4), 1993年
 岡崎哲二「三菱銀行の支店展開と資金循環」『三菱史料館論集』3, 2002年
 小汀利得『漫談経済学』千倉書房, 1932年
 勝正憲『営業収益税の話』千倉書房, 1931年
 株式会社日本昼夜銀行『営業報告書』各期
 経済時代社編輯局『銀行・信託会社の選び方 昭和八年版』経済時代社, 1933年
 国政研究会『個人金融業に関する調査』1935年
 小島庸平「1930年代日本農村における無尽講と農村負債整理事業：一長野県下伊那郡座光寺村を事例として」『社会経済史』77(3), 2011年
 小島庸平「地方新聞紙上における中央・地方紙の競争構造—新潟県を事例として—」加瀬和俊編『戦間期日本の新聞作業—経営事情と社論を中心に—』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 48, 2011年
 小島庸平「都市家計によるリスク対応と資金貸借」加瀬和俊編『戦間期日本の都市家計—世帯の対応とその限界—』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 57, 2015年
 小平権一『農村金融と農村負債整理』日本評論社, 1933年
 斎藤博『質屋史の研究』新評論, 1989年
 澁谷隆一『サラリーマン金融の実証的研究』日本経済評論社, 1979年
 澁谷隆一「庶民金庫・恩給金庫の設立と展開」伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論社, 1991年
 澁谷隆一『高利貸金融の展開構造』日本図書センター, 2000年
 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会, 1969年
 ジュゼッペ・ベルトーラ, リチャード・ディズニー, チャールズ・グラント編, 江夏健一・坂野友昭監訳『消費者信用の経済学』東洋経済新報社, 2008年
 商店界社編『小資本運用利殖法』商店界社, 1927年
 時事新報社経済部編『小口金融の利用法』春陽堂, 1931年
 杉山伸也「戦前期東京における質屋業の統計的分析」『社会経済史学』80(3), 2014年
 高橋北堂『代書いらず—貸倒相談相手』大文館, 1924年
 中央物価統制協力会議『個人金融業状況調査』1943年
 東京市『東京市統計年表』各年
 東京市産業局商工課『第5回東京市商工名鑑』1933年
 東京市産業局商工課『第6回東京市商工名鑑』1935年
 東京市経済局庶務課『第7回東京市商工名鑑』1939年
 内閣統計局『昭和五年 国勢調査報告』1935年
 中沢陽堂『金の貸方取立方—損害予防有利契約』東盛堂出版部, 1924年
 並木信政『最新金の貸方と諸債権取立法—誰にでも出来て利殖頗る多き』盛林堂, 1921年
 「安田保善社とその関係事業史」編集委員会編『安田保善社とその関係事業史』安田不動産株式会社, 1974年
 服部兼三郎『庶民金融と愛知—貸金業発達史』愛知県庶民金融業協会, 1979年
 満園勇『日本型大衆消費社会への胎動—戦前期日本の通信販売と月賦販売』東京大学出版会, 2014年
 本研究は, JSPS 科研費 15K17099 の助成を受けました。
 [東京大学大学院経済学研究科・経済学部講師]